C社から提出された資料の確認結果

	内容	再生プラスチック指針に 則っているか否か
1	原料及び保管方法	
	・ 原料ベール(収集したものを圧縮し結束材で梱包して俵状にしたもの)は、容器包装リサイクル法に基づき分別・回収・選別・梱包されたクラス2相当のもので、日本容器包装リサイクル協会の評価でランク A 相当のものに加え、独自で定めたルートに基づきランク B 及び D 相当のものを受け入れている。・ 機器や手選別により着色ボトル、ひどく汚れているボトル、金属、ガラス、石、ラベル等を除去している。・ クラス2相当の原料の使用をより確実にする為、洗浄・破砕工程においてPET 材とPET 以外の異種素材の選別をNIR(近赤外線)自動選別機を用い、また、目視による手選別工程において飲料用PETボトル以外の形状素材が流れてきた場合は排斥している。・ PET 以外の夾雑物をフレーク化までの前処理工程と	則っている
	ペレット化のフィルター段階で除去できる設備仕様 となっている。	
	・ 原料にロット番号を付与し、工場敷地内の適切な場所に原料を保管している。	
2	再生工程	
	・ 粉砕、洗浄等の工程において、比重の違いを利用して PET 以外の樹脂が除去されたフレークを得ることができる。また、融解させた PET 内の揮発性有機化合物などの不純物を除去することができる。	則っている

・ 標準作業手順書を作成し、遵守を確認し製造してい る。機器の操作手順の確認やメンテナンス等を定期 的に実施している。 ③ 代理汚染物質試験等 ・ 極性、揮発性の観点から幅広な汚染物質を8種類選 | 則っている 定している。 ・ 40℃、2週間の条件下で、汚染物質8種類それぞれ が数百~数千 mg/kg 吸着した汚染フレークを用い ている。 ・ 洗浄工程、押出・造粒工程、精製工程を経て、精製 後のペレット中濃度が 1 種類のみ 30 μ g/kg 程度、 その他7種類は検出限界の $5 \mu g/kg$ 以下であり、 選定した8種類の汚染物質すべてにおいて、材質中 に残存する汚染物質の量が 220 μg/kg を超えない ことを確認している。 ・ 代理汚染試験結果などを以て、米国食品医薬品局 (FDA) のオピニオンレター (No Objection Letter:NOL) を取得していることを確認している。 ・ 欧州食品安全機関(EFSA) およびカナダ保健省(へ ルスカナダ)にも当該再生工程について申請を求め 認められていることを確認している。

材質試験や溶出試験により規格基準に適合している 則っている

④ 食品衛生法への適合

ことを確認している。